



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



三原内閣府特命担当大臣が公益認定等委員会に出席しました。

4月25日、第588回の公益認定等委員会に、三原内閣府特命担当大臣が出席し、冒頭挨拶が行われました。

三原大臣からは、今般の公益法人制度改革で、公益法人が国民からの信頼を得ながら、積極的・自律的な活動によってその潜在力をさらに発揮し、社会的課題の解決に向けた取組を一層活発化させることを目指していること、令和8年度からは、新しい公益信託制度の施行が控えており、民間公益活動の選択肢がさらに広がること、これらの改革の目的が達成されるためには、新制度がその趣旨を十分に踏まえて運用されることが極めて重要であり、これを担う委員会の役割に大きな期待が寄せられている旨を述べられました。

また、担当大臣として、引き続き公益法人・公益信託制度の発展、共助社会づくりの推進に尽力する旨を述べられました。

目 次

- P.2
公益認定等委員会委員の交代について
- P.3
第7期委員会発足に当たっての談話
～ 更なる公益活動の活性化に向けて ～
- P.4
公益認定等委員会委員長就任御挨拶
- P.5
公益認定等委員会委員(令和7年4月1日～)
就任御挨拶
- P.8
公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定等委員会だより

公益認定等委員会委員の交代について

令和7年度より新しい公益認定等委員会委員が就任いたしましたのでご紹介いたします。

第7期公益認定等委員会委員 (令和7年4月25日現在)

委員長	清水 新一郎	日本航空(株) 副会長
委員長代理	湯浅 信好	公認会計士 元EY新日本有限責任監査法人パートナー
	生野 考司	元さいたま家庭裁判所長
	石津 寿恵	明治大学副学長 同 経営学部専任教授
	北村 聡子	弁護士 半蔵門総合法律事務所パートナー
	黒田 かをり	元(一財)CSOネットワーク事務局長・理事
	原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授
(湯浅委員、生野委員、黒田委員については再任)		

第6期公益認定等委員会委員(令和7年3月まで)

※ 退任された委員(写真前列左から)

佐藤彰紘委員 片岡麻紀委員 佐久間総一郎委員長 今泉邦子委員



第7期委員会発足に当たっての談話 ～ 更なる公益活動の活性化に向けて ～

- 本年4月から、新しい公益法人制度が施行されるとともに、第7期目となる公益認定等委員会が発足いたしました。
- 委員会の発足に当たり、改めて公益認定等委員会のミッションを「**公益法人による民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進すること**」として見据え、今後の委員会活動を進めてまいり所存です。
- 民間公益活動を一層活性化させていく上では、「公益活動の担い手の増加」、「公益法人の新たな事業展開・挑戦の増進」、「公益法人に対する信頼の確保」、「公益法人への認知や支援（寄附等）の増大」などが重要な課題です。
- このため、委員会では、昨年12月に策定された「新公益認定等ガイドライン」における「基本的考え方」に基づき、
 - ① 公益認定や変更認定について、事前より事後のチェックを重視するとの考えの下で、法令で定められた認定基準に適合するか否かに基づいた迅速な審査
 - ② 法人の自律的なガバナンスの尊重を前提としつつ、ガバナンスの機能不全や重大な認定法違反に対する果断な監督
 - ③ 公益法人への社会の認知を高め、寄附等の支援の増加につながる広報を進めてまいります。
- これらの多面的な取組に当たって、鍵となるのが「**透明性**」の向上だと考えています。
 - ・ 認定審査に要する期間に関する情報
 - ・ 認定・監督の事例、その他法人運営上の参考となる事例
 - ・ 公益法人の活動状況に関する情報などについて積極的な情報発信・広報を行い、「**わかりやすい公益行政**」を進めてまいります。
公益法人を始めとする関係各位との「対話」を、重視してまいります。
- 新たな制度の下、委員会としても新たな挑戦を進めてまいりますので、ご理解とご支援のほど、お願い申し上げます。

公益認定等委員会委員長就任御挨拶



公益認定等委員会
委員長 清水 新一郎

この度、公益認定等委員会委員長に選任されました清水です。2006年の公益法人制度改革以後、公益認定等委員会では、様々な委員長・委員の方々が、公益の増進及び活力ある社会の実現のために、多大なご尽力を積み重ねてこられました。この度、その築き上げられた歴史を引き継ぐことに大きな重責を感じ、また、いただいた使命を前に、身の引き締まる思いです。

公益法人は、既に9,700を超える法人が、全国の様々な分野において日々活躍しており、私たちの豊かな社会を支えるために必要不可欠な存在であると言っても過言ではありません。

他方で、昨今、国内外で経済・地球環境・テクノロジー等のめまぐるしい変化が見られ、一層多様な社会的課題が発生しています。

このような変化が激しく不確実性が高まる状況下において、社会的課題に迅速かつきめ細やかに対応するためには、行政や民間営利企業の力だけでは不十分であり、公益法人をはじめとした民間公益活動の重要性が、益々高まっているものと考えています。

こうした中、公益法人制度は、令和7年4月から新たな制度をスタートさせました。この新制度の狙いは、法人の経営判断による機動的な事業展開を後押しするとともに、透明性や法人自らのガバナンスの向上を図り、国民からの更なる信頼・支援を引き出すことにより、総じて民間公益活動の一層の活性化を目指すものです。この目的を実現させるためには、単に制度を変えるだけでなく、今後の制度運用こそが重要であることは言うまでもありません。公益行政のミッションは「公益法人による社会的課題解決の促進」にあることを改めて認識した上で、公益認定等委員会として、これからの審査・監督等に取り組んで参る所存です。

そのためには、今後、関係各位からのお言葉に丁寧に耳を傾けるとともに、各委員・事務局と共に全力を尽くし、職責を果たして参ります。国民の皆様、公益法人関係者の皆様からのご理解とお力添えをお願い申し上げまして、就任のご挨拶と致します。

公益認定等委員会委員(令和7年4月1日～) 就任御挨拶



公益認定等委員会委員(常勤)
委員長代理 湯浅 信好

〔公認会計士
元EY新日本有限責任
監査法人パートナー〕

第6期(2022年4月から2025年3月)に引き続き、本年4月1日からの第7期公益認定等委員会委員を務めさせていただきます。

前任期中には、新たな公益法人制度の施行に向けた準備としての、公益認定等ガイドラインの見直し作業や公益法人会計基準等の改訂に関わらせていただきましたが、いよいよこの4月1日から新制度の運用が開始されます。

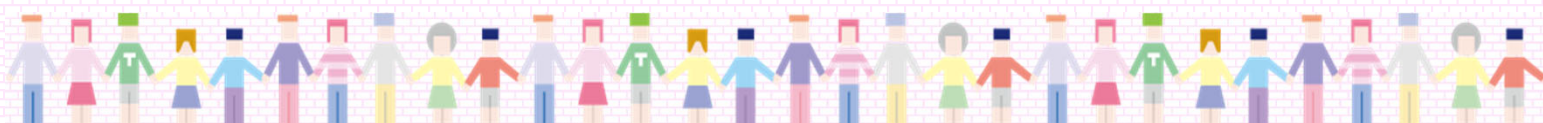
新制度におきましては、公益認定等ガイドラインが全面改訂され法令適用に当たっての考え方がより明確にされましたが、「民間公益活動の一層の活性化」という制度改革の目的を踏まえ、法人の創意工夫や自律性を尊重した判断が引き続き求められているものと理解しております。公益法人の皆様の声にしっかり耳を傾けるとともに、偏りのない公正な判断に努めてまいりますので、今後とも宜しく願いを致します。



公益認定等委員会委員(常勤)
生野 考司
(元さいたま家庭裁判所所長)

令和4年4月に公益認定等委員会の常勤委員に就任し、本年4月に再任となりました。本年4月から施行された改正公益認定法や新たなガイドライン等に基づき、より合理的、迅速な審査や効果的な監督を通じ、自律的な公益活動が促進、拡大されるように、一つ一つの案件の審査や審議に着実に取り組んでいきたいと思ひます。

また、来年度に施行される新たな公益信託法により、公益活動を展開する制度の選択が可能となります。内外の社会経済情勢の変動が激しい中で、社会的課題の解決のため公益活動への期待がより高まっており、柔軟で、自発的な様々な創意、工夫を生かした公益活動によって、より活力のある社会が実現されると共に、新たな価値が創出されることも期待したいと思ひます。



公益認定等委員会委員
石津 寿恵
〔明治大学副学長
同 経営学部専任教授〕

このほど、公益認定等委員会の委員を務めさせていただくことになりました石津でございます。公益法人制度が大きく変わるこの時期に委員を拝命し、一層身の引き締まる思いでございます。制度改正の趣旨が真に貫徹される方向に進みますよう尽力する所存ですので、どうぞよろしくお願い致します。

私はこれまで、大学教員・研究者として非営利組織の経営・会計に取り組み、また実務的には神奈川県公益認定等審議会の委員も経験させていただいて参りました。とりわけ、収支差額や内部留保に関心を持っておりますので、今後、公益のために「意志ある善意のお金」がうまく循環する仕組みづくりに貢献できたらと念じております。また、山積する社会的課題解決のための組織は営利・非営利を問わず拡充してきておりますが、公益法人はその主要なプレーヤーであるとの社会的認知度を一層高めるとともに、規模の大小にかかわらず法人それぞれが、また組織体同士が連携して、公益増進のため更に力を発揮できる環境づくりに取り組みたいと思っております。

これから、様々な規定に基づく客観的で公平な審議に努めることを大前提としながら、本制度を社会に生きる血の通った制度と捉え、社会的課題解決のための公益の増進・活力ある社会の実現という法の目的・精神を常に心の中心におき、皆様のお声を頂戴しながら務めてまいりたいと思ひますので、ご協力のほどお願い申し上げます。





公益認定等委員会委員

北村 聡子

〔弁護士
半蔵門総合法律事務所
パートナー〕

本年4月より公益認定等委員会の委員を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、これまで弁護士として、企業法務、倒産事件、一般民事事件、家事事件等いろいろな分野の案件を担当してまいりました。私が弁護士になった平成11年当時は、その頃誰も予想しなかった銀行や生命保険会社、証券会社等の破綻が相次ぎ、その後も事業会社の大型倒産が続きました。ようやく落ち着いたと思えばいわゆるリーマン・ショックが始まり、これまでの弁護士人生の殆どを大小の倒産事件に関わり過ごしております。

会社が倒産すると、従業員、その家族、取引先、下請会社、孫請会社、様々な関係者に不利益が及びます。不利益を被った方々に対応する法的な支援制度がないなど、行政あるいは企業の力が行き届かない領域において、様々な公益法人が援助や情報提供等の公益活動をして、

社会のセーフネットとなっていることを知りました。

公益法人制度の役割は、SDGsの実現など多様な社会的課題に対する民間の公益活動を活性化し、社会的な問題解決を促進することにあります。このような公益法人制度の使命に共感し、当委員会の委員の重責に身の引き締まる思いでおります。

本年4月から新しい公益法人制度もスタートしました。公益法人制度を利用される方が増え、同制度がより活性化するよう、皆さまと一丸となって努力し、より良い成果を生み出せるよう尽力する所存です。



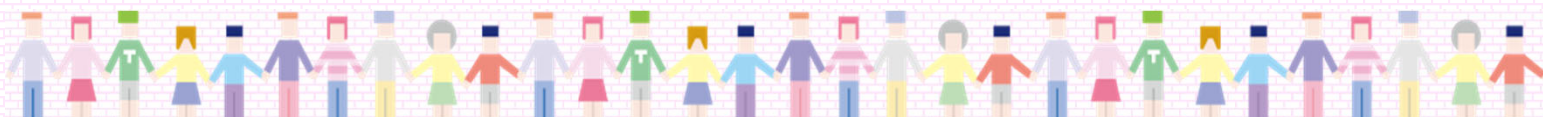
公益認定等委員会委員(常勤)

黒田 かをり

〔元(一財)CSOネットワーク
事務局長・理事〕

本年4月より、公益認定等委員の3期目を務めさせていただくことになりました。

昨年、公益法人認定法などが改正され、新しい公益法人制度がこの4月から始まりました。今回の改正は、民間公益活動の担い手である公益法人のみなさまが、多様で変化の激しい社会の課題やニーズに対して、柔軟かつきめ細やかに対応し、企業や社会の支援や協力を受けながら、より効果的に公益活動を展開することが可能となるよう、制度を見直したものです。また、令和8年度には公益信託の新制度も始まります。この2つの制度改正により、民間公益活動に対する社会からの要請や期待が高まり、社会課題解決の担い手としての公益法人が更に発展していくことが期待されます。そのような状況の中、本委員会の果たす役割もこれまで以上に大きくなっていくと思われます。引き続き、委員として気を引き締めてまいりたいと存じます。





公益認定等委員会委員

原田 大樹

【京都大学大学院
法学研究科教授】

本年4月より、公的認定等委員会の委員に就任することとなりました。どうぞよろしくお願い致します。

私は、京都大学法学部・大学院法学研究科（法政理論専攻・法科大学院）・大学院公共政策連携研究部（公共政策大学院）において、行政法学の研究・教育に携わってきました。また、2021年9月から2年間、大阪府公益認定等委員会委員として、公益法人の認定や監督等の業務に関わった経験があります。さらに、いくつかの公益法人から、研究資金を助成していただき、研究活動を行ったこともあります。

もっとも、公益法人を含む法人制度は、伝統的にも、また現在でも私法（民法・商法）の研究者が中心的に取り組むべき領域と考えられ、行政法学の主要な研究対象ではありませんでした。この状況が変化する契機となったのが、1990年代後半からの公益法人等が行政事務を

代行する指定法人制度に対する関心の高まりと、2006年の公益法人制度改革でした。これによって法人格の付与と公益性の判断（公益法人税制の適用）とが分離され、また公益認定等委員会が公益法人の認定や監督に深く関与する現在の法制度の基盤が形成されました。さらには、2024年の公益法人制度改革により、財政規律の柔軟化・明確化、自律的ガバナンスの充実・透明性向上と並んで、行政手続の簡素化・合理化が図られることとなりました。こうした経緯を経て公益法人制度は、かつての主務官庁との結び付きの極めて強い閉鎖的な構造から、開放性・透明性・公正性を重視し、一般の行政法制度に近い構造へと大きく転換してきていると言えます。

日本社会は現在もなお、大きな構造的変革期にあります。民間の自己発意に基づく公益的な活動は、今後の日本社会を支える屋台骨のひとつになると考えられます。公益法人制度の発展と安定的な運営のために微力を尽くして参りたいと思います。

公益認定等委員会 会議風景



公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

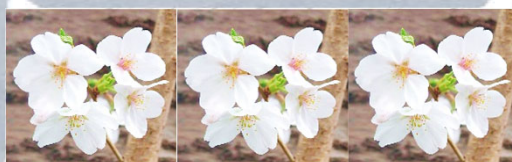
電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9527

平日 9時～12時

13時～17時30分

(12時～13時は対応していません。)

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」<<https://www.koeki-info.go.jp/>>について

各ページ右上の「電子申請窓口」からログインできます。

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

法人検索

「あなたの想い」が
社会を変えます

委員会等からの情報を知る
委員会・行政庁からのお知らせや、公益法人に関する最新情報を掲載しています。

公益法人を支える
公益法人の活動を紹介するとともに、公益法人に関する寄附税制の内容などを掲載しています。

公益法人として活動する
一般法人が公益認定を受けるための情報などを掲載しています。

公益信託を知る
新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の概要などを掲載しています。

関係法令・
公益法人制度を知る
公益法人制度関連法令や公益認定等ガイドラインなどを掲載しています。



是非、YouTubeをご覧ください。

内閣府公益法人
YouTube

内閣府公益法人
メールマガジン

内閣府公益法人 X

各種SNS・メールマガジンで、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555